

総合区素案に関する住民説明会

《淀川区》

■日 時：平成29年12月23日(土) 10:30～12:34

■場 所：淀川区民センター

(司会)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

淀川区長の山本でございます。

(山本淀川区長)

山本でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局理事の田中でございます。

(田中副首都推進局理事)

田中です。よろしくお願いいたします。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度調整担当部長の川平でございます。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

川平です。よろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして山本区長よりご挨拶を申し上げます。

(山本淀川区長)

皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました淀川区長の山本でございます。

平素より、市政・区政の各般にわたりまして大変お世話になっております。ありがとうございます。

また、本日は、皆様、大変ご多忙の中、また寒い中、総合区素案に関する住民説明会に

お越しいただきまして、まことにありがとうございます。

総合区素案につきましては、今後の区のあり方に直結する重要な内容を含んでおります。また、区民の皆様への行政サービスに直結する事柄となっておりまいます。

そこで、総合区素案を取りまとめた副首都推進局の方から、区民の皆様にご丁寧に説明をさせていただこうということで、本日、この説明会を開催するものでございます。できるだけ分かりやすい説明を心がけているところではございますけれども、どうしても説明の中には行政用語など、分かりにくい部分などあるかと思っておりますので、そういった場合につきましては、どうぞ遠慮なく質問をいただき、ご理解を深めていただくようお願いを申し上げて、私からの開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。皆さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

続きまして、副首都推進局理事の田中より、説明会の開催趣旨を申し上げます。

(田中副首都推進局理事)

おはようございます。改めて副首都推進局理事の田中と申します。

本日は、土曜日の朝の時間帯にもかかわらず、また非常に寒い中、本説明会に足をお運びいただきまして、本当にありがとうございます。

私の方から説明会の開催趣旨ということで、まず、少し背景の方から説明させていただきます。

現在、大阪市と大阪府におきましては、副首都・大阪の確立に向けた取り組みを進めておりまして、ことし3月に副首都ビジョンというものを取りまとめております。そのビジョンの概要を少し、まず説明させていただきます。

ビジョンの中では、東京一極集中が進む中で大阪が長期に低落傾向にあると。また、少子高齢化のスピードが非常に早い速度でこの大阪は進んでいるということで、こうした課題解決を図っていくために、いわゆる成長等の広域機能の強化と基礎自治機能の充実ということを図っていかなければならないと、そういうことで現行法制度の中で可能な特別区制度、総合区制度というこの二つの制度を検討しているところでございます。

この二つの制度につきましては、名称はよく似てございますけれども、制度の中身は全く違いますので、その違いというのを十分ご理解いただきたいなと思っております。

まず、総合区といいますのは、この大阪市という枠組みを残したまま、行政区の形を変えて区長あるいは区役所の権限の拡充を図って、そういった区役所機能の充実を図っていくものでございます。一方の特別区というのは、この大阪市をなくしまして、新たな特別区という自治体を設けるものでございますので、大きく差がございいます。

本日は、このうちの総合区の方につきまして素案を取りまとめましたので、後程お手元の資料に基づきまして、この総合区とはどういう仕組みでどのような制度なのかについての説明会ということで開催させていただいております。

本日の資料の総合区素案につきましては、現在、大阪市会の方でもご議論いただいておりますので、そういった今後の市会議論を踏まえましては、内容が修正されていくこともありますので、最終的に確定したものではないということをご理解いただきたいと思います。

す。

特別区にかかわりましては、大都市制度設置協議会という、そういった協議会を設けて議論することになっております。これは市長、知事、市会議員様、それから府会議員様で構成される協議会で、そういった場で議論が現在進められておりますので、これはまだ現在、案が検討中という状況でございます。

総合区、特別区のいずれの制度を選択するかにつきましては、最終的に住民の皆様にご判断いただくことにしております。今後、議会・協議会等の議論を経て、総合区・特別区それぞれの案について案を取りまとめていく段取りでございます。

本日の説明会は、総合区素案の内容を説明する場でございますので、どちらかの制度に優劣をつけたり、どちらかの制度を選んでいただくという場ではございません。後程説明の後、質疑のお時間をいただきますけれども、そういった総合区の素案の中身に関するご質問ということに限ってご質問いただきますよう、お願い申し上げます。

この後、1時間ちょっと超える説明にはなりますけれども、少し長丁場にはなりますけれども、できるだけ丁寧に説明に努めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明をさせていただきます。

まず、受付でお配りいたしましたお手元の「総合区素案に関する住民説明会資料」、こちらのこの資料に沿いまして事務局より約1時間程ご説明をいたします。その後、皆様より説明内容に対するご質問をお受けいたします。

なお、お手元にアンケート用紙も配布させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に入らせていただきます。

副首都推進局制度調整担当部長の川平の方より説明申し上げます。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

改めまして、副首都推進局制度調整担当部長の川平と申します。よろしくお願いいたします。

私の方から、このお手元の「総合区素案に関する住民説明会資料」についてご説明申し上げます。できるだけ丁寧に説明申し上げようと思いますので、1時間少し超えるかと思っております。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますけれども、着席させていただいてご説明申し上げます。

まず、表紙の方をごらんいただきたいんですが、資料の表紙の下に本資料の位置づけ等を記載させていただいております。先程も理事の方から説明したものと重複いたしますけれども、本資料につきましては、大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案につきまして、行政として取りまとめた総合区素案をもとにいたしまして、本説明会の資料として作成したものでございます。この資料でご説明いたします総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえまして必要に応じて追加・修正されます。

また、総合区とは別に特別区という制度についても、現在、制度設計等の議論、検討が進められているところでございまして、最終的には総合区か、特別区かのいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう、両方の案を取りまとめていくこととしております。

それでは、1ページをお開きいただきまして、1ページから2ページにわたって見開きのページがあるかと思います。

「総合区設置後のイメージ」と上の方に書いてございます。

この見開きの左側の方なんですけれども、左側には現在の大阪市のイメージを記載しています。右側には総合区設置後にどうなるかという大阪市のイメージを記載させていただいています。

左側の方をごらんいただければ、現在の大阪市の仕組みなんですけれども、大阪市長の下に局と24の区役所があることをお示ししております。局と申しますのは、大阪市全体を見通した施策を保健医療、福祉、教育などの部門ごとに担う組織でございまして、我々の副首都推進局というのもその一つに入ります。現在は保健医療施策を担う健康局でありますとか、社会福祉を担う福祉局など、20以上の局が中之島の本庁などに設置をされております。これに対しまして区役所というのは地域ごとの仕事を担うものですので、現在の24行政区ごとに設置されているものでして、住民の皆様の身近なところで市民協働や窓口サービスなどを担っているところがございます。

見開きの右側では、総合区設置を設置した場合にそれがどう変わるかということをお示ししております。右側の中程では、八つの総合区役所と24の地域自治区事務所というふうに記載をさせていただいていると思います。

今般の総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組み自体は変更せずに、大阪市長のもとに現在の行政区に変えまして八つの総合区を設置いたします。さらに一つの総合区には、区によって数は異なるんですけれども、2から4の地域自治区事務所を設置することとしております。

総合区を設置することによって具体的に何が変わるかということについては、左上の局というところから右の中程へ向けた矢印があるかと思うんですけれども、そちらの方をごらんいただきたいと思います。「住民の皆さんに身近なサービスを局から8つの総合区へ仕事を移します」というふうに記載をしていると思います。

矢印の先の右側、八つの総合区役所の下に記載をしております、保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に移す仕事ということでございます。これらの仕事については、現在は大阪市全体の施策を担う局の方で行っているんですけれども、総合区設置後は、住民の皆さんにより身近な総合区役所において総合区長が判断することによって行われるということになります。

総合区長の判断で行われる仕事が現在よりも多くなるということなんですけれども、そうしますとそれに伴います予算も増やす必要がございますし、その仕事を担う職員もその分増やす必要がございます。現在、局の方で持っております予算や職員を総合区に移すということになりますが、それらの考え方についても後程ご説明したいと思います。

一方で左の方の、ごらんいただきますように現在の24区役所で担っている仕事につきましては、もともと住民の皆さんに身近な仕事というのが多うございますので、そのまま右

横への矢印で「住民の皆さんへの直接サービスは24の地域自治区事務所において引き続き実施します」というふうに記載をしておりますように、右側の図の中では、24の地域自治区事務所の下に記載をしております、例えば住民票写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは、現在の24区単位でそのまま行われるということになります。

さらに右の方の枠をごらんいただきたいんですけども、「地域の実情に応じた施策の実現」と記載しているところですけども、3点記載をしていると思います。総合区では、住民の多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための組織体制の整備を行うとともに、施策を実行するために市長に意見を具申する仕組みも構築してまいります。

ここまでまとめますと、総合区を設置することによりまして、住民の皆様の身近なサービスについては、今より身近な地域において判断するということになります。それぞれの地域の実情を反映できるよう総合区長に権限を渡して、総合区において判断して実行していく、そしてそのために必要な組織や予算の仕組みなども整備するというのをあらわしているものでございます。

2 ページの上の方に記載をしております、総合区設置後の大阪市長の横の括弧をごらんいただきたいんですけども、この中に記載をしておりますが、住民の皆さんに身近な仕事についてはその権限を総合区長に移管しますが、大阪市という枠組みは残りますので、予算編成や条例提案などの仕事は、今までどおり大阪市長が大阪市全体の視点から行います。この1 ページから2 ページの見開きでは、総合区設置によって何が変わるかという大まかなイメージをご説明申し上げました。この後、詳しくはそれぞれの項目ごとにご説明をさせていただきたいと思います。

3 ページをお開きください。

目次が記載をされております。目次にお示しをしておりますように、本日は総合区素案の内容、1 から12の項目と各総合区の概要についてご説明したいと考えております。

その目次のページの一番下の枠組みをごらんいただきたいんですけども、ここに記載しておりますように、本資料でお示しをしていますコスト、組織、予算等の数値については、今後の精査により変動する可能性があります。また、総合区役所の位置、名称につきましては、今後、議会での議論を踏まえ、取りまとめる予定としているところでございます。

それでは、4 ページをごらんいただきたいと思います。

1 番、副首都・大阪の確立に向けた取り組みをごらんください。

大阪市では、現在、大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取り組みを進めていますが、それを制度の面から支えるものとして総合区などの制度改革が必要と考えています。その考え方を示したものがこのページになります。

上段からご説明いたしますと、「大都市・大阪が抱える課題」というふうに記載しているかと思うんですけども、1 点目ですが、東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いておりまして、大阪府、大阪市において一本化した成長戦略により、経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるには至っていないこと、また、地方分権改革は道半ばであることなどをお示ししております。成長戦略といいますのは、産業振興や人材育成などにより経済成長等をめざす大阪府と大阪市の共通の長期的な方針のこ

とを指しております。

こうした課題の克服に向けまして、中程の記載ですけれども、「日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャル」というふうに記載しているかと思います。このポテンシャルというのは潜在的な能力といった意味でございます。これにつきまして、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長、国土の強靱化、地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること、それから世界の都市間競争を戦え得る競争力と豊かな個性を持つ大阪が副首都をめざした取り組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざします。

そして矢印の下になりますけれども、東西二極の一極となる副首都・大阪の確立に向けまして、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、東京を頂点とする国土構造、社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たします。これらの実現のためには、一番下の記載になりますけれども、都市機能とそれを支える制度が必要であるというふうに考えているところでございます。

次の5ページをお開きください。

2番、副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革についてご説明します。

ここにお示ししておりますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要と考えているものでございまして、現行法制度のもとで実現が可能と考えています総合区と特別区について、それぞれ制度案を作成するということにしているものでございます。

この広域機能、基礎自治機能というのが少し分かりにくいかと思いますので、簡単に説明いたしますと、広域機能というのは、先程申し上げました成長戦略でありますとか、または広域交通網をはじめとした都市機能を整備することなどの役割を指します。これに對しまして基礎自治機能というのは、より住民に身近なサービスの提供などを担う役割のことを指します。

一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域機能を担うのが県ということになりまして、基礎自治機能は市町村が担っているという役割分担になります。この大阪市の場合は、現在、政令指定都市というものでございますので、市としての基礎自治機能を持ちながら、あわせて広域機能の一部も担っているということで、両方の機能を持っているのが現状でございます。

広域機能も大阪市は持っているということによりまして、その中段ぐらいに表があるかと思うんですけれども、「現在の制度（行政区）」の表をごらんいただきたいんですけれども、その広域機能の欄に記載をしておりますように、現在は大阪府知事と大阪市長がその広域機能について副首都推進本部会議というのを設置しまして、協議・調整を行っているというのが現状ということになっております。

こういった都市機能の整備を強力に進める広域機能の強化と地域ニーズに沿った身近なサービスを提供する基礎自治機能の充実という取り組みを制度面から推進するものとして、一番下の表に二つの制度をお示ししています。指定都市制度における総合区制度と特別区制度という二つの制度について検討を進めています。

この下の表のうち、基礎自治機能につきまして、下の表の左側、指定都市制度における

総合区制度におきましては、政令指定都市である大阪市が存続して、大阪市長、大阪市のもとに行政を展開していきます。その中で総合区長の権限を拡充いたしまして、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方で、予算編成や条例提案など、大阪市全体に関することは大阪市長が引き続きマネジメントしていくということになります。

これに対しまして、表の右側に特別区制度ではどうなるかということが書いてございますが、特別区の場合には大阪市を廃止して、新たに基礎自治体として設置される特別区におきまして、選挙で選ばれた特別区長や区議会のもとで行政を展開することになります。特別区長は予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントしていくということになります。

広域機能につきましては、総合区制度では上でご説明した現在の制度と同様なんですけれども、大阪府知事と大阪市長が副首都推進本部会議において協議・調整を行って方針を決定していくということになります。特別区制度の場合は、広域機能は大阪府に一元化して大阪府知事が方針決定するというということになりますので、そういったことをここで記載をさせていただきます。

ここまで、総合区・特別区両制度の違いなどについてご説明をさせていただきました。

6 ページをごらんください。

3 番、大阪市における総合区制度でございます。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとしまして、住民自治の拡充と二重行政の解消という二つを掲げております。まず、左の方に記載をしています「住民自治の拡充」という欄をごらんいただきたいんですけれども、住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど、総合区長の権限を拡充いたします。

また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関しまして、総合区長が意見を述べられる予算意見具申権等の権限を最大限発揮できる仕組みを構築します。さらに総合区政会議、地域協議会の設置など、住民意見を反映するための仕組みを構築してまいります。

次に、右側の「二重行政の解消」の枠をごらんいただきたいんですけれども、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のために、大阪市長は市全体の視点からの政策運営や重要な課題に集中して取り組みまして、大阪府、大阪市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

次に、総合区の仕事と区数についてご説明をいたします。

中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計しています。なぜバランスを考慮する必要があるのかについてご説明いたしますと、身近な総合区に移す仕事が多ければ多い程、そのための職員も総合区に移す必要があります。職員を移す際に、現在、本庁の局は1カ所で行っている仕事を複数箇所の総合区に分散して仕事を行うということになりますので、仮に24区に分散するとした場合には、1カ所が24カ所になることに伴いまして、職員の数も24倍とまではいかないとしても、必要な事務を行うための職員を相当数増やす必要があるというふうに考えております。区数が増えるとコストが増えるというこ

とにつながるということになるかと思います。

このため、総合区に移す仕事を考えるというのと同時に、それに多大なコストをかけずに効果的・効率的に実施するという観点から、総合区の規模や区数を考える必要があるというものでございます。「総合区の区数」の欄に記載をしています「効果的・効果的に提供するには、一定まとまった規模の人口が必要」という記載でありますとか、「体制整備に必要なコストを抑制」というのは、こうした考え方を述べているものでございます。

なお、「総合区の仕事」の欄に一般市が行う仕事をベースに考えたということで記載しておりますけれども、ここで言うております一般市の事務というのは、例えば近隣でいいますと、松原市とか門真市といった市が行う事務に近いレベルを総合区が担うということを意味しています。

こういった考え方によりまして、下段に記載しておりますように、住民に身近な行政サービスとそれに見合った体制整備を総合区で行うこと、あわせて、大阪市トータルの職員を増やさずに現行職員数の範囲内でコストを抑制していくという観点から、8区への合区が必要と考えているものでございます。

なお、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することにしております。

このページの説明は以上でございます。

7ページをお開きください。

4番、総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称でございます。

まず、区割りににつきましては、7ページの上段に記載しておりますように、①から⑤の五つの具体的な視点に基づき、区割りを策定しております。

①ですけれども、各総合区における将来人口、これは平成47年の人口を考えておりますけれども、これを30万人程度としまして、各区の間の人口格差が最大2倍以内におさまるということを経点としております。これをはじめとしまして、②では、地域コミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえること、③ですけれども、住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④ですけれども、工営所や公園事務所など既存の事業所をできる限り活用すること、⑤ですけれども、防災上の視点についても考慮することの五つの視点に基づいて区割りを策定しています。

その下の地図では、区割りと総合区役所の位置をお示ししています。この本資料でお示ししております区名、これは第一区から第八区までありますけれども、これはあくまでも現時点での仮称というふうにご理解をいただきたいと思います。北に位置する区から順番に1から8まで番号をつけているということで、仮称で振らせていただいています。

本日お伺いしています淀川区につきましては、東淀川区と合区する区割りとなっております、仮の名称として第一区としております。

8ページをごらんください。総合区役所の位置について、8ページに記載しております。

総合区役所については、現在の区役所の庁舎から選ぶこととしております。その選定に際しましては、3点考慮すべき条件を挙げておりまして、1点目に住民の皆さんからの近接性、これは庁舎までの距離で考えるということにしています。もう一点が交通の利便性、

これは現区役所の間の移動による所要時間で見ております。三つ目ですけれども、地域における中心性、これは現在の区の間での移動人数を見ているということになります。

この3点から見まして、現区役所の庁舎をそれぞれ点数化して一旦評価をしております。この点数が多い区役所庁舎を優先としながら、それぞれの庁舎面積についても見ておまして、総合区役所に権限を移すので職員が増えるということもございますので、新体制で必要となる面積を庁舎面積が満たすかどうかという充足状況あるいは近隣にある市有施設の状況なども勘案して総合区の庁舎を選定したところでございます。

その結果として、8ページの中の選定庁舎の表があるかと思います。第一区から八区まで記載の通りというふうにしておりまして、淀川区が含まれます第一区については、現在の淀川区役所を総合区役所の庁舎とする予定としております。表の下、欄外に記載をしておりますけれども、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴いまして、この案については変更する可能性があるということを記載させていただいています。

なお、繰り返しになりますが、住民の皆様の利便性を維持という観点から、現在の24区単位に地域自治区事務所を設置して、窓口サービス等の事務は継続して実施するという事で考えております。

続きまして、下段の区の名称についてご説明いたします。

区の名称につきましては、方位、地勢等を考慮しまして、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本の考えとして、総合区の設置が決定した後、設置する日までの間に住民の皆さんのご意見等を踏まえて条例で定めていくというふうに考えております。

なお、今回の総合区の区割りにつきましては合区を伴いますので、現在の区名が変わる区も出てくるかと思います。これにより住居表示が変更される可能性があります。その際については、住民の皆さんへの影響を最小限となるように関係機関と調整を図ってまいります。

ここまで、区割りや総合区役所の位置等についてご説明をしました。

9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページと10ページで、5番、局と総合区・地域自治区の主な仕事について説明をいたします。

9ページの上段に記載をしておりますが、局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容についてお示ししています。

現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加えまして、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。

なお、予算編成や条例提案等の仕事については、今までどおり大阪市長が全体の視点から行うということになります。

これらの内容を示したものがその下の図になります。

図の左側には、現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を事例として記載をしております。現在の大阪市の仕事は白抜きの文字で示しますように、中之島本庁舎などの局で実施する仕事と24行政区と書いておりますように、24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。

これに対しまして、図の右側の方では白抜きの文字ですけれども、「総合区設置後の大

阪市」というふうに記載しておりますが、その中での役割分担としまして、局で実施する仕事と8総合区で実施する仕事に分けてお示しをしております。さらに総合区の仕事については、8総合区役所で実施する仕事と現在の24区単位に設置する予定になっています地域自治区事務所で実施する仕事に分けてお示ししています。

図の左上をごらんいただきたいんですけども、局が実施する仕事について二つ枠囲みがあると思います。上の方の枠囲みに大阪市全体の観点で実施する主な仕事としまして、条例の提案や規則の制定、予算編成などをお示ししているかと思います。これらの仕事につきましては、その右側に矢印があるかと思うんですけども、矢印の先、図の右側に記載の通り、引き続き大阪市役所の本庁舎などで各局が実施することとしています。

また、左側、上から二つ目の枠囲みには、現在、局が行っています、事例として市立保育所の運営など、六つの仕事を例示していると思うんですけども、総合区設置後には、これらの仕事は八つの総合区へ移すと、局から8総合区へ移すということにしておりますので、矢印の先、図の右側では、8総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の中に市立保育所の運営等が記載をされているかと思います。

再び図の左側の下段の方をごらんいただきたいんですけども、現在の24行政区で実施している仕事については、一番下の枠囲みに住民の皆さんへ直接サービスとして児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険等の諸手続などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲みですけども、これらの窓口サービスに係る調整や支援として地域防犯対策や地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事があるかと思います。

現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口事務であります住民の皆さんへの直接のサービスや地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに身近なところで実施すべきものとして、矢印の先、図の右側の一番下に記載しておりますように、24地域自治区で実施することとしております。また、児童手当の現況届の送付・受理といった仕事については、総合区としての政策企画の仕事や局から移管された仕事とあわせて、8総合区で実施するものというふうに区分をさせていただいています。

10ページ、総合区の主な仕事と期待される効果についてご説明します。

こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活といった四つの分野について、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめています。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により総合区の予算や職員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供していきます。

その下の表をごらんください。

縦の欄には四つの分野を記載しておりまして、横の欄には主な総合区の仕事と期待される効果という欄を設けております。順にご説明しますと、こども・子育て支援につきましては、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施しています児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることによりまして、表の右側、「期待される効果」の欄に書いていますように、待機児童の解消に向けて総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかという考え方をお示ししております。

なお、この表の中で総合区の仕事の欄に白抜きの点線囲みがあるかと思います。保育所

の入所決定とか保育料の徴収といったものですが、こういったものにつきましては、現在も既に区役所で実施している仕事を総合区設置後も引き続き24の地域自治区事務所で実施するという事をあらわしているものです。

次に、その下の福祉のところでは、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とするという考え方をとっておりますので、表の右側の「期待される効果」の欄では、例えば老人福祉センターの運営においては、センターの指定管理者の公募をする際に、その募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映するという事で、施設の利便性の向上が期待できるのではないかとという考え方になります。

さらにその下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることによりまして、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になるのではないかとというふうに考えているものです。

一番下の住民生活におきましては、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事というふうにすることとしておりますので、これらの指定管理者の公募に当たって、地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかとこのことを考えているものでございます。

10ページのご説明は以上でございます。

11ページをお開きください。

このページ以降、数ページにわたりまして、6番、期待される効果というのを記載しております。局から総合区へ移す主な仕事につきまして、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかを今ご説明したのと重なるところはございますが、こちらではイメージ図を用いて具体的にお示しをしているところでございます。

それぞれのページの上段には現在の状況を書いて、下段には総合区を設置した後にどうなるかというイメージをお示ししているものでございます。

まず、イメージ①の保育所の設置認可についてごらんください。

上の図に現在の状況を書いております。現在、保育所の設置認可につきましては、保育所の数などの①ですけれども、整備計画を策定して、②として地域調整とありますが、保育所の開設場所などを地域の決定のため、地域調整を行うということが必要になります。さらに③に事業者を決定するという事の後に、ようやく開園という、①、②、③という手順を踏むということになります。この流れの中で、現在の区役所では②の地域調整を担っているということになります。

これが総合区を設置した場合には、下の図の点線囲いの中にお示しをしておりますように、①の整備計画の策定や③の事業者の決定といったこれまで局で行っていた事務も含めまして、一貫して総合区で判断して実施するということになります。これによりまして、総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえながら、保育所の開設時期や定員などの条件について募集要件を設定することが可能になりまして、これまで以上に地域の実情を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかとこのことを効果として考えているものでございます。

なお、このページの中央の矢印の右下に括弧書きを記載していますが、繰り返しになり

ますけれども、予算の編成や条例の提案などの大阪市全体の観点で実施する仕事については、大阪市長の権限として残るということをあらわしております。

次に、12ページをごらんください。

イメージ②で道路・公園の維持管理について記載しています。

上の図ですけれども、現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行っているのは工営所や公園事務所ということになりますけれども、こういった工営所や公園事務所を所管しているのが現在は局ということになります。なので、区役所で相談や要望を受け付けた場合でありましても、別の組織になります局との調整が必要になってくるということになります。

総合区を設置した場合には、下の図なんですけれども、住民の皆さんに身近な生活道路や小規模な公園については、今、局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すということにしております。これによりまして住民の皆さんからの要望に対して総合区がワンストップで総合的に判断して、これまで以上に地域のニーズを踏まえながら、きめ細かく、しかも迅速に対応できるのではないかとということを効果として考えているものでございます。

13ページをごらんください。

イメージ③として放置自転車対策についてお示しをしております。

これは先程のと同様な関係なんですけれども、現在、放置自転車対策について、例えば住民の皆さんから放置自転車をもっと撤去してほしいなどといった要望があった場合に、実際に対応するのは工営所ということになりますけれども、先程申し上げましたように、工営所を所管しているのは現在は局ということになりますので、区役所で要望を受け付けましても別の組織になります局との間で調整しながら対応するということが必要になっております。

総合区設置後には、下の図に記載していますように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所の所管とともに総合区に移すということにしております。これによって住民の皆さんからの要望に対して、総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになるということから、地域のニーズを踏まえながら、例えば放置自転車を撤去する回数でありますとか、時間帯の見直しを総合区長が判断して、これまで以上によりきめ細かく対応できるのではないかと考えております。

次に、14ページをごらんください。

イメージ④として、スポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営についてお示ししています。

現在、上の図をごらんいただきたいんですけれども、現在、こちらも住民の皆さんからの例えば体育館の利用時間を長くしてほしいなどの要望に対しては、担当するのが局でございますので、局の方が大阪市全体を見渡した観点で24区の体育館などの施設を一まとめにした上で、対応方針や方法について局が優先順位を決定して対応しているということになります。

総合区を設置した場合には、これが下の図に記載しておりますように、市民利用施設等に関する相談の受け付けから実際の対応までの仕事を総合区が担うということにしております。これによって総合区長のマネジメントのもと、これまで以上に地域のニーズに応じ

たサービスを提供できるのではないかということを効果として考えているものでございます。

次に、15ページ、イメージ⑤をごらんください。

住民の皆さんに身近な施策の充実というふうに記載をしているかと思います。例えば住民の皆さんからの老人福祉センターの講座メニューを充実してほしいでありますとか、施設の利用時間を延長してほしいといった要望などを現在、区役所がお聞きしても、区役所が自分だけの判断だけで決定することができないので、区役所から関係局に要望・調整して、その事業を担当する局が事業の内容を決定しているというのが現在でございます。

また、区役所では、現在、事業を実施するための予算や職員の体制には限りがありますので、事業の内容によっては住民の皆さんのご要望に十分対応できていない場合もあるかと思います。

総合区設置後は、下の図に記載をしておりますように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を局から総合区へ移すというふうになりますので、総合区において地域のニーズを踏まえて、必要なサービスを総合的に調整・検討して、総合区長が判断・実施することができるようになります。これによりまして総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮して、住民の皆さんのニーズが高いというふうに判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情を踏まえたサービスを提供できるのではないかとこのように考えているものでございます。

ここまで、主な分野ごとで期待される具体的な効果についてご説明をいたしました。

次に、16ページをごらんください。

7番、総合区政会議、地域自治区・地域協議会についてご説明いたします。

総合区素案では、現在の24区を8区へ合区することとしています。これに対しまして住民の皆さんには、育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではないかとこの合区に対する不安感があるというふうに考えられます。これを踏まえまして、その対応についてここでは記載をしております。

具体的には、総合区域内の施策等に住民の皆さんのご意見をいただいて区政運営に反映させるため、総合区政会議を設置することとしています。また、地域コミュニティを維持して意見を市政・区政に反映させるため、現在の24区単位で地域自治区と地域協議会を設置するというようにしております。

中程の左に「総合区政会議」という枠組みがあるかと思います。

総合区政会議は、区域内の施策及び事業について、立案段階より住民が意見を述べて、総合区長が区政に反映することを目的に、現在の区政会議の総合区版として条例により設置するものでございます。

左の一番下には「地域協議会」の枠組みがあるかと思いますが。地域自治区については地域自治区の事務などについて大阪市長、総合区長などから諮問を受けて、あるいは建議によりましてみずから意見を述べるができるもので、大阪市長、総合区長はこれらに対して必要に応じて適切な措置をとることになっております。右側にはこういった総合区政会議と地域協議会に関するイメージをお示ししております。

総合区政会議や地域協議会等についての説明は以上でございます。

続きまして、17ページをお開きください。

8番、総合区の組織体制についてご説明いたします。

ページの上段でございますけれども、総合区の組織体制におきましては、二つ視点を置いておりまして、一つが地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築、二つ目が総合区長の組織マネジメント力の強化と、この二つを実現するために主に三つの面から体制整備を行うというふうにしております。

三つの体制整備のうちの一つ目でございますけれども、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置します。これは、総合区長は今までの区長とは違いまして、副市長と同じ特別職となることから、副区長を局長級と設置することによりまして、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにするという趣旨でございます。

二つ目ですけれども、総合区の政策企画機能の強化のため、部長級による部制を導入します。先程ご説明しましたように、総合区では、こども・子育て支援をはじめとしまして、より大きな権限が与えられるということになります。そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、それよりも大きな部という組織を設置して、各部長のもとそれぞれの分野における政策機能を強化するということで、総合区に期待される役割を実現していくというふうに考えているものでございます。

三つ目でございますが、総合区の組織として地域自治区事務所の体制を整備いたします。これは窓口サービスや地域に密着した業務を維持していくために、今の24区役所の単位で設置をしていくという趣旨でございます。

ページの下段では、こうした体制整備を踏まえました総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージをお示ししております。総合区役所は、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置をされます。また、地域自治区事務所につきましても、現在の24の区役所庁舎を活用して設置することとしています。このため、24の地域自治区事務所のうち八つの地域自治区事務所は、総合区役所の中に設置されることとなります。

八つの総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置される地域自治区事務所を統括する役割も担うということになります。そのための組織としましてこのイメージでお示ししておりますように、総合区長のもとに局長級の副区長を設置して、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置するというふうにしております。

一方、地域自治区事務所の方では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することや地域コミュニティを維持して、住民の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担うこととなります。そのための組織体制として、地域自治区事務所には地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置するというふうにしております。

なお、この組織体制については、あくまでも現時点でのイメージということでご理解をいただきたいんですけれども、総合区設置後については総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や職員配置を決定できるという旨をそこにも記載をさせていただいております。

18ページをごらんいただきたいと思います。

上段の「職員の配置（イメージ）」についてご説明いたします。

仕事を局から総合区に移すというふうに申し上げてまいりましたが、これに伴いまして総合区の方へ職員も移るということになります。概ねどれぐらいの職員が局から移管され

るのかというのを大枠のイメージとしてお示ししたものでございます。

左側の「現在（平成28年度）」と記載された棒グラフにお示しをしておりますように、平成28年度現在で見ますと、局が1万1,600人、24区役所では4,800人という職員構成になっております。これが総合区設置後は、その右側の方の棒グラフなんですけれども、局が9,400人、8総合区役所が7,000人という構成に変化をしております。すなわち局から総合区におよそ2,200人の職員が移管されるということになります。

大阪市トータルの職員数はどうかといいますと、現在も総合区設置後も両方とも1万6,400人と記載しております通り、トータルの職員数で見た場合には、職員数を増やすことなく概ね今の職員数の範囲内で必要な組織体制が整備できるというふうに見込んでいるものでございます。

その右の表には、局から区へ移管する職員2,200人の内訳を記載しています。現在、局の所管であります工営所、公園事務所、保育所というのは、現地の事業所ごと総合区へ移管するという事で考えております。これらの事業所を除きますと、事務の移管に伴って230人の職員が局から総合区へ移管されるということを記載しているかと思えます。

ページ下段の（参考）というところをごらんいただきたいと思えます。

表の上段で、「①総合区役所」のところでは、総合区役所と総合区役所内に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理をして、主な事務の内容とともに記載をさせていただいています。

例えば総務企画部に置かれます総務部門と企画部門では、総合区政会議や総合区の政策・企画、地域まちづくり等の事務を担うということで考えておまして、これは平均ですけれども、1区当たりの平均では74人ぐらいの職員配置を予定しているというものでございます。

表の下段の②の地域自治区事務所の欄には、総合区役所とは別の場所に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務の内容をお示ししているところです。

ここまで、組織体制についてご説明をいたしました。

19ページをお開きください。

9番、総合区の予算の仕組みについてご説明します。

総合区に権限を移して事務を行うには予算が必要となります。そのお金をやりくりすることを財務マネジメントとここでは申し上げております。その総合区長が財務マネジメントを発揮するために2点、基本的な考え方をお示ししておまして、一つが地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、2点目が総合区長が大阪市長と施策方針を共有できる仕組みを構築すること、この2点を基本的な考え方としております。

具体的なマネジメントの内容としまして、総合区長の自律性の強化の観点からは、①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と、②予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、③ですけれども、予算が見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たすこととしています。

より具体的に申し上げますと、まず、①の総合区長が直接マネジメントできる財源の充実については、先に20ページの上の方に記載をしていますイメージ図をごらんください。総合区長が直接マネジメントできる財源がどのように充実されるかということをあらわし

たイメージでございます。平成28年度の当初予算の金額で試算をしたものになります。

左の現在の24区では、区長が関与できる予算としまして、直接マネジメントできる区予算の約82億円に加えて、各局で予算計上して区長がCMとして間接的関与できる区CM予算が約159億円あります。CMというのはシティ・マネジャーというものの略でございますけれども、直接マネジメントできる約82億円に加えてCM予算が約159億円あるということに記載しています。

これに対しまして右側の総合区設置後なんですけれども、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増えております。また、局から区に予算を配布して、総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算というのを別に考えておりますが、これについても約58億円を見込んでいるものです。このイメージ図で左と右はそれぞれの金額を合計しても左と右で同額にはならないんですけれども、これは大阪市全体の予算の中で区に関する部分のみを切り取って記載していることによります。大阪市全体の予算の中では、総合区設置後は区に関する予算が占める部分が増えるということになります。

19ページに戻っていただきまして、中程の先程申し上げました上から三つ目の枠の①をごらんください。

今ご説明しましたように、総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることによりまして、これまで以上に総合区長の判断で選択と集中による事業の再構築が可能になると考えています。

また、現状におきまして、インセンティブ制度というのがあるんですけれども、これは区が土地売却とか広告収入など、独自の区の努力により獲得した財源については、区の支出に使える制度としてインセンティブ制度というのがあるんですが、この制度については総合区設置後も、総合区においても同様にインセンティブ制度を活用して確保した歳入は、総合区の財源として活用できるようにいたします。これらのように総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開によって、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細やかで特色あるサービスの実現が期待されると考えています。

20ページの中程に飛んでいただいて、「②総合区長の予算意見具申権の充実」をごらんください。

現状では、法制度上、行政区長が予算編成に意見を言う仕組みにはなっていないのに対しまして、総合区制度では、法律上定められた仕組みとしまして予算意見具申権というのがございます。これがどういったものかといいますと、大阪市長が大阪市全体の視点から予算編成を行います中で、住民により近いところで住民ニーズを把握しています総合区長の意見をその予算編成に取り入れようとするものでございます。総合区長が大阪市長や副市長と意見交換する仕組みを整備して、各局が所管する仕事のうちで住民に密接にかかわるものはこの意見具申の対象としてまいります。

具体的な仕組みとしましては、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるように、住民ニーズをもとに市長、副市長と幅広く意見を交換する場を設けます。ここでは仮称ですが、サマーレビューを設定するというふうに書いてございます。サマーレビューというのは夏に事業の検証を行うことが多うございますので、仮称としてサマーレビューというふうな言い方をしておりますが、これを設定することをはじめとしまして、大阪市全体の方針策定をする場であります戦略会議などの場へも総合区長が直接

参画するようにしてまいります。さらに予算編成段階においても直接説明する場などを設定するなどしてまいります。

下段の「③予算の「見える化」をさらに充実」では、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるように、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ねまして、予算の一層の見える化を推進していくこととお示ししています。こうした取り組みを通じまして、地域の皆様の理解と関心が高まって、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながると考えております。

ここまで、予算の仕組みについてご説明いたしました。

21ページをお開きください。

21ページ、10番、総合区の財産管理についてご説明いたします。

住民の皆さんに身近な財産に関する管理権限は総合区長に移管をいたします。なお、財産に関する権限のうち、財産を取得する分と処分する部分に係る権限については大阪市長に残ることとなります。

「総合区長が管理する主な施設」という表があるかと思うんですけれども、そちらをごらんいただきたいと思います。

現在、財産に係る管理権限についてどうなっているかというのは、表の左端に縦書きで「局長が管理」というのと、「現区長」という区分の記載があると思います。この記載の間に表の点線があるかと思うんですけれども、点線から上の部分は局長、下の部分は現在の区長が管理する施設ということで例示をしております。現在は区内の多くの施設を各局長が管理しているということになります。総合区設置後によってどう変わるかというのは、表の右端の方に矢印で「総合区長が管理」という記載があるかと思います。ここで矢印で指していますように、濃いグレーの網掛けで示している施設については、総合区長が管理するということになります。子どもや福祉をはじめとする各分野において住民の身近な施設は総合区長が管理するということになります。

表の下をごらんいただきたいと思いますけれども、下向きの矢印に効果と記載していますが、住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することによりまして、市民利用施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、また、市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能となるのではないかと考えているものでございます。

その下には、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく施設管理のイメージを参考事例として記載をしています。

総合区の財産管理については以上でございます。

次に、その下、11番、総合区設置に伴うコストについてご説明いたします。

コストにつきましては、本素案作成時点の前提条件に基づき試算をしているものでございます。総合区設置に伴いまして一時的な経費として発生する、ここではイニシャルコストと書いていますが、これが約62.7億円というふうに見込んでおります。設置後に増加をしていきます経常的な経費としてランニングコストというのも挙げておりますが、こちらは約9,000万円と見込んでいますものでございます。

具体的には、各総合区役所の庁舎における執務室の改修経費や事務移管等に伴って発生いたします市が保有する各種システムの改修経費、そのほか区名変更に伴う街区表示板の

取りかえ経費などがコストとしてかかってくるというふうに考えております。

総合区設置に伴うコストについては以上でございます。

22ページ、12番、総合区設置の日についてごらんください。

総合区設置の日につきましては、次の3点を前提として検討いたしました。すなわち、1点目が住民サービスに支障が出ないこと、二つ目が十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、3点目ですけれども、各種システムや庁舎の改修をはじめ、事務執行体制の構築が整った後であること、こういった3点を前提として検討いたしまして、総合区設置が決定してから約2年後を目途としているところでございます。

総合区設置の日についての考え方は以上でございます。

その下の表は参考資料として記載をさせていただいています。

2種類の表があるかと思います。大阪市と人口100万以上の政令指定都市の区数などを比較した表が一つと、もう一つは大阪市の現在の24区の人口と面積を表としてお示しをしているかと思います。これは参考資料としてごらんいただければと思います。

次の23ページ以降については、新たに設置される8総合区ごとの人口や面積、市民利用施設といった概要や産業等の特徴をそれぞれページでお示ししております。きょうは時間も限りがございますので、淀川区が含まれます第一区についてだけご説明をさせていただきたいと思います。

23ページに第一区、東淀川区と合区した後の仮称ですけれども、第一区の概要をまとめております。23ページの人口の欄が左にあるかと思うんですけれども、ここで第一区とした場合の平成27年の人口を記載しています。35万1,731人というふうに記載しているかと思います。これが将来の推計人口がどうなるというのが、その右、二つ右にいただいていた平成47年では31万4,465人になると見込んでいるものでございます。

この第一区の特徴だけ申し上げておきますと、その右側に特徴という囲みがあるかと思えます。第一区の特徴としましては、事業所当たりの工業出荷額が多い一方で、都心の中に位置する緑豊かな水辺空間であります淀川河川敷を有する住宅エリアでありまして、新大阪はリニア中央新幹線や北陸新幹線の延伸により、大阪の玄関口としての拠点機能強化が期待されるところでございます。

また、阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業、それからJRおおさか東線北区間、なにわ筋線につながる西梅田十三連絡線の計画など、鉄道ネットワークの充実強化が進むところでございます。さらに「にしなかバレー」に代表されるように、西中島近辺ではIT関連をはじめとするベンチャー企業の集積が進み、新たなビジネス創出拠点として注目を集めるということなどの特徴を記載させていただいております。

以上、総合区の概要の事例として、第一区についてご説明をいたしました。

私からのご説明は以上でございます。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。

それでは、質問応答に入ります前にご留意いただきたい事項が4点ございますので、お聞きください。

一つ目は、ご質問等に関しては、総合区素案に関する説明に対するご質問をお願いしま

す。総合区制度や素案と関係のないものや政治的な主張等といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらが判断した場合は、その場で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

二つ目は、ご質問がございましたらその場で手を挙げていただき、私の方で指名させていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。ご発言の際は着席、座ったままでご発言いただいて結構でございます。

三つ目は、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、質問は発言機会1回につき一つで簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたら、マイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

最後に、四つ目として、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはやじや拍手など、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、これよりお時間の許す限り皆様からのご質問をお受けしたいと思います。

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、こちら、右のブロックの前から3列目の方、はい。

(市民)

総合区の説明で、大分総合区長の権限とか、総合区の仕事とか増えている、権限が大きいのと思うんですけども、そこで住民の意見を吸い上げるとかいうことを言うんだったら、市議会に相当するような総合区議会みたいなものを設ける必要があると思うんですよ。今、我々住民にとって総合区を設けてもらうメリットというのは、例えば従来だったら自分の淀川区だったら淀川区の区役所に行けばいいところが、また淀川区の区役所とか、例えば東淀川区の人だったら従来の東淀川区役所、あと淀川区役所、どちら、両方とも行かないかとか、一つのサービスを受けるのにまたがってあっちに行ったりこっちに行ったりせなあかんようなことが生じるような気もするんですけども、今の総合区を設ける必要性ということを言われたのを聞いていますと、大阪市長とか市議会だけでは、市全体の十分な住民サービスとか、そういうことができないと。だから総合区を設けるんだという行政側の理由だけであって、それで総合区を設けるというのは行政側の都合で設けるというふうに聞こえるんですよ。そういうのは現状の組織でもっと工夫することも可能だと思うんですよ。

確かに大阪市全体を一つの事務所とか、機関だけで、局ですか、面倒を見るというのは難しいというのは分かるんですけども、だからといって総合区に分ければうまくいくというふうに、行政側の都合だけで考えているような気がするということですよ。

あと、よく分からないのが、総合区政会議というのを設けるそうですけれども、これはどういうメンバーで構成されて、例えば市議会でしたら各政党の政治家が住民の代表として出てきて、そこで住民の意見なりいろんな提案とか質問を行ってやっていくというのがあると思うんですけども、従来の区政会議とかいうのも分かりませんし、総合区政会議というのがどういうメンバーでどういう権限、どういうことをするのかということも分からないので、それが議会に相当するような機能があるのかどうかということですよ。

ういうことも含めて、それとあと……

(司会)

すみません、一旦ちょっと長くなっているのをまとめていただけますか。

(市民)

総合区ありきという事業になっているような気がするので、そこは本当に住民が総合区が必要なかどうか、現在の区体制でもっと行政側が努力してもらう。もっとちゃんと局なら局がもっとその中で24区は多過ぎるから、8区というのは適当だと僕も思うんですけども、8区ぐらいでまた中間段階を設けて仕事をやっていくとかそういう対応もできると思うんですよね。そこら辺は総合区ありきみたいな話になっているので、そこは納得できないのと、住民の判断をちゃんとやってもらいたいと思います。

(司会)

お答えさせていただきたいと思います。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

ご質問ありがとうございます。

幾つかご質問いただいたので整理してお答えできるかどうかちょっとあるんですけども、まず、行政の都合ではないかというお話があったんですが、総合区制度を導入するというのは行政の仕組みを変えるということであるのは確かでございます。ただ先程ご説明申し上げましたように、目的としては、一つ大きなものとして住民自治の拡充ということで、今ご質問のお話の中でもありましたように、より住民に近いところで権限を渡して判断をすれば、その地域の特性というのを反映しやすくなるというメリットがあるというふうに考えていますので、総合区の導入を考えているということでございます。

その仕組みとして、総合区政会議というのを一つ設けるということにしているんですけども、この中の委員というのはどういう人間かというお話があったかと思うんですが、これについて総合区政会議の委員要件というのを今考えているものを申し上げますと、構成としましては、地域団体から推薦された委員と公募する委員と学識経験者の委員という方、それに加えて地域協議会というのを24区単位で設けるんですけども、この地域協議会の委員のうちから推薦された方という構成にしようというふうに考えていまして、任期は2年で10人以上50人以下の範囲内で総合区政会議を構成していくと。これを使って地域の住民の方のご意見とかニーズを吸い上げて区政に反映していきたいというふうに考えているものでございます。

これが今のご質問の中では、例えばもっと進んだものとして議会とか設置したらどうかというお話があったんですけども、そういったことになると、これは総合区制度ということではなくて、別に検討しています特別区という制度の中では、特別区の中に、これは自治体を分けるということになりますので、区長と区議会をこれは公募というか、選挙で選んで区という自治体を設置してやっていくという場合には区議会を設置するということになります。

ただ総合区制度の場合は、政令市という大阪市を残した形になりますので、議会という形ではなくて、総合区政会議で住民の方々の意見を反映していきたいというふうに考えているところでございます。

（司会）

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、こちら、左のブロックの一番後ろの方ですね。そのまま手を挙げておいていただけますか。

（市民）

13ページの放置自転車対策の件で質問があるんですけども、今現在、我々の地域、放置自転車対策、事務局、区役所さん、それから十三工営所さん、それから建設局、淀川警察さんが入って対策をやっているところです。我々、対策として駐輪場整備、それから放置自転車撤去、それから啓発活動、この三つを主にしてやっているんですけども、放置自転車の撤去に関して、例えば今現在、昼間だけなんですけれども、夜もやってほしいという要望もしているんですけども、建設局さんの方からのコメントは、北区とか天王寺区で実際に夜間やられて、その時の問題点、こういうものがあつた。それからこういう問題点を解決して進めるようにしたと、いろんな経験則を教えてもらえる訳ですね。

ところがこの総合区になると、例えば我々、淀川区と東淀川区の地域が一緒になったら、そういう北区とか天王寺区の経験則がなかなか、今現在、建設局で持たれているような経験というものが生かされないんじゃないかなと。せっかく持っておられるノウハウが偏った方法でしかできないんじゃないかと。今現在の良さというものが失われてしまうんじゃないかなという懸念をするんですけども、その点についてお答えいただきたいなと思います。

（川平副首都推進局制度調整担当部長）

ご質問ありがとうございます。

今仰っていただいた点で、確かに今の場合には局の方で対応していますので、ほかの区の経験則を生かしているという実情はあるかと思えます。そういったものについては、ただ総合区を設置したからといいましても、別の自治体になる訳でもございませんので、局という機能が大阪市全体を見渡した統一性の観点から連絡調整を図るということになっていますので、総合区それぞれの特性は総合区の中で生かしながら、局としての全体をグリップしていく体制というのは、今後も生きていくというふうに考えていますので、例えばほかの総合区で良い事例があれば、そういったものをほかの総合区にもお伝えしていくということは十分可能というふうに考えております。

（司会）

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

では、真ん中のブロックの前から2列目の方。そのまま申し訳ございません、手を挙げていただけますでしょうか。はい、そちらの方。

(市民)

この総合区がつくられることによって大阪市から総合区に移される仕事というのは、この説明資料の11ページから14ページとかあるいは21ページに書いてあるんですけども、予算編成や条例提案は市長の権限と。それから財産の取得・処分の権限は市長というふうに一々念入りに書いてありますけれども、総合区で予算を組んで何か住民要求に沿うことが行えるようなものではなくて、裁量の余地がほとんどない形の決まった仕事が大部分だと。それで現在の区の自治権が広がっていくようなものではないと思うんですね。そんなことのために税金と市の職員の皆さんの労力と時間を使うのではなくて、24行政区を残したまま認可保育所の建設の予算を増やしたり、国民健康保険料を安くしたり、巡回バスを復活させるなどの住民の要望を実際に行うことに税金と市職員の皆さんの能力を生かしてほしいと思うんです。

それで、吉村市長は、9月5日に行われました大阪維新の会の懇親会でこういうふうに言っています。山の頂上は大阪市を廃止する特別区であって、いろんな戦略を練るがそこしか見ていない、つまり大阪市の廃止しか見ていないと。カムフラージュすることはあるがそれは作戦だ、こういう趣旨の発言をされています。

また、橋下徹さんは知事の時代に、大阪市を廃止して大阪市の権限と財源をむしり取るというふうに発言されました。実際に大阪市を廃止すると、例えば高速道路建設計画などを含む都市計画の権限が大阪府に奪われます。それから都市計画税などを含む市に入ってくる財源の3割以上が大阪市全体から府に取り上げられます。村以下の税源配分になるということですけれども、これらのことから、この説明会を行うのは、大阪市を廃止して市の権限と財源を府がむしり取るために市長が企てた偽装工作ではないかと、こういうふうに思うんですよ。

これを政治的な意見と言われるかも知れませんが、ここに参加されている皆さんに知っていただきたいというのが私の発言の趣旨です。

以上です。

(田中副首都推進局理事)

この説明会は、最初に申し上げました、あくまでも総合区素案を作成しましたので、その内容をご理解いただくために開催しているものであって、そのようなご趣旨で開催しているものではありません。

それから市長のカムフラージュ発言という部分につきましては、市長も定例記者会見の場で政治的な発言としてはその通りと認めていると表現し、表現としては不適切であったというような趣旨を会見の方で述べてございます。総合区、特別区ともにベストな案をつくって市民の判断を仰ぐというのが私の考えですということを、これもあくまでそういうことを述べられたということだけにここではとどめさせていただきます。

それから総合区は全く裁量の余地がないんじゃないかという点につきましては、法律上、予算の編成権というのは市長にとどまりますので、区長が編成権を持つということはございません。ただ法律で、一方で予算意見具申権という形で認められておりますので、それは一定法律上認められた権能ということですので、それに対しては地域の実情を踏まえて、

予算編成過程の間に出されたことに対しては、一定、市長としても考慮すべきものとは考えております。

その枠組みとして予算意見具申をどう具体化するというところで、市長と区長とか副市長とかの意見交換の場を設けるとか、予算に対して先程サマーレビューと言いかもしましたけれども、そういったプロセスをしてできるだけ区長の意見をきちっと聞く場面というのも手続的には担保しようというような制度設計をしているところでございます。

(司会)

すみません、マイクを通さない発言はご遠慮いただけますでしょうか。

ほかにも手を挙げておられる方おられますので、すみません。

それでは、次は、じゃ、こちら、はい。こちらの右のブロックの2列目の。

(市民)

この総合区という案は、もともと都構想から出てきた案がこういう総合区という形になったというふうに理解しておりますけれども、大阪市を総合区にすることによって行政が住民に近づくということで、いろんなメリットを先程説明してもらったことは納得できます。しかし、一番肝である総合区にすることによって大阪市と府との連携がどのようにしてうまくいくかということが説明がなかったように思うんですね。

ですから、この総合区にする、今まで府と市はばらばらな行政をやってあって、オリンピックもそうですけれども、やはり一体にならずにやったものですから、ものすごく莫大な負債をつくったというふうに聞いております。したがって、府と市が今後、統一見解としてやっていくためには、この総合区にすることによって、府と市の連携がいかにかうまくいくかという説明をしていただきたいと、このように思います。

(田中副首都推進局理事)

ご質問については、資料の5ページをごらんいただきたいと思います。下の方に表がございます。その下に広域機能という部分がございますけれども、あくまで総合区制度というのは今の大阪市が残る制度ですので、法制度的には地方自治法に定められております指定都市都道府県調整会議という枠組みがございますので、例えば市長あるいは知事からそれぞれ協議が調わない時に総務大臣に勧告要請をして、総務大臣が有識者等の第三者機関に判断を求めて勧告をします。確かに勧告ということですので、出された勧告を法律上絶対に遵守しなければならない義務という規定にはなってございませんけれども、やはりそういう一定プロセスを経て出された勧告に対しては、知事・市長がお互い尊重すべきものではないかと考えております。

一方、特別区は市をなくしますので、そういった部分については組織的に一本化しますので、そういった対立というのはないと思います。ただここではこういうシステムが用意されているということだけご理解いただきたいと思います。このそれぞれのシステムをどう評価するというのは、皆様方がご判断していく部分かなと思います。ただそれぞれに対してはそういった広域機能に対しての対立を調整する仕組みが用意されているということをご理解いただきたいと思います。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方。

それでは、真ん中のブロックの私の正面のチェックのそちらの、チェックの服の方。

(市民)

すみません、ありがとうございます。

ちょっと分かりにくいのが20ページのところで、総合区長が直接マネジメントできる財源のというようなことで、直接総合区長が区政というか、政策というか、実現できる財源が拡大できるというのはよく分かるんですけども、きょう議会の先生の皆さんも来られていますけれども、そこと議会との関係はどういうふうになるのか。仮にこれで権限があるから、それは議会の同意なしというのか、もし議会が反対した場合にどうなるのかというようなことを教えていただきたいのと、あとすみません。

ランニングコストとかいろいろかかっているんで、これだけの費用なんです。必ずしもそれを導入するのがいいかどうかというようなことを考えると、この表紙に書いてある今ご説明がありましたけれども、最終的には総合区・特別区のいずれの制度を選択するかというようなことで書いてあって、24区を維持するというような選択肢がこれでは読み取れないんですけども、もう我々は、仮に住民投票をやるのかやらないのかというのは話は別ですけども、総合区・特別区というような選択のみになってしまって、24区のこの維持をしてほしいという選択肢はもうないと考えていいのかなのか、そのあたりのお考えをお聞かせいただきたい。

あと、それとそうなった場合、総合区が入った場合、市議会の選挙は総合区から選ぶことになるのかというようなことも教えていただきたいと思います。すみません。

(田中副首都推進局理事)

大きく三つ、質問の論点があったと思います。予算と議会の関係でございますけれども、まず、大阪市とか行政が何かをしようと思ったら予算をつくらなあかん。その予算をつくる過程でどうするかというのが総合区長と市長の関係でございます。例えば今、予算をする時に局からヒアリングを受ける、区長からもヒアリングを聞きながら市長が予算編成、その時に区長が法制度上、意見具申という形で市長がそういう意見を聞いてまず予算案を固め、それを議会の方に提示しますので、その枠組みは全く変わりませんので、いや、この予算では、例えば区政の充実にはならんということ、あるいはもうちょっとうこういった目線でこういった予算を拡充すべきというのは議会の方でご議論いただくので、そのプロセスによって予算というのは成り立っていきますので、大きくは全く変わりません。ただ区長が市長に対してこういう予算を組んでくれるという場面がこういった形で変わることによってございます。

それから、24区という選択肢はないのかという部分につきましては、手続面を申し上げますと、総合区はどうして手続が今後なっていくかということになりますと、総合区は今回、素案を示して議会でご議論をいただいて、仮にこういった形で成案がまとまりましたら市議会の方に議案という形でご提示申し上げます。議会の方で審議していただいて、

賛成ということになれば総合区にいくという形が整うと。

一方、特別区につきましては、先程最初に申し上げた特別区設置協議会というのを設けて、そこで協議して特別区設置協定書案というのを取りまとめます。それを市議会と府議会の両議会に議案としてお諮りして、市議会でもマル、府議会でもマルということになりますと、それを今度住民投票、これはあくまで大阪市民の方に限りますけれども、住民投票にかけて賛成が一票でも上回れば特別区としてはマルになるという形で、そういうプロセスを経たらそれぞれの制度になるということやから、そのプロセスの過程において、例えばどこかでペケということになれば、そちらへは、次のステップには行かないという形でご理解いただきたいと思います。

今、総合区と特別区をどう判断するんかというそれについて今検討中でございますので、今ここではまだ申し上げる訳にはいきません。

それから総合区になればいわゆる行政区という一つのユニットになりますので、市議員さんはそれぞれの第一区からの議員さん、第二区からの議員さんという選出方法になります。

ご質問に対しては以上ということ。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、手を挙げてください。

それでは、真ん中のブロックの後ろから2列目ですかね、帽子をかぶっておられる方。そのまま手を挙げて、はい。

(市民)

ありがとうございます。

今の説明でよく分かりましたし、先程の質問者の質問はとても大事なことだと思います。本当は大阪市をどう変えるべきなのかというのは、大阪市民の中から出てこないといけないのに、市の方からこういうふうに総合区というのはそれでいいんだろうかという質問はなるほどと思いました。

だけど、きょう説明を聞きまして、大阪市の赤字財政がかなり直ってきたと思いますが、入りと出をどうするねん、赤字の行政をどうするねんというところからこの総合区の考え方が出てきたんだろうと私は思っております。

その中で、変えていく時に住民サービスは低下しないように、そしてきめ細かい住民サービスができるようにという市民の立場を考えてなさったんだろうと私はそう推察してお聞きしましたがけれども、一つ疑問に思いましたのは、入りはどうなんだろう、税金の入りは総合区の中で出と入りを上手に使っていくようにするのか、あるいは大阪市の税金という入ってきた分と国の税金の補助と足してそれを総合区に振り分けていくんだろうかというそのところがひとつ分かりませんでした。多分そういうことは、局を残していच्छやるということは、多分局の中で振り分けながら大阪市がなさるんだろうと思いますけれども、そうすると事務的なことが随分複雑になり、むしろしんどくなるんじゃないかなと思っております。

総合区について変わっていくんだったら、出と入りは総合区に任すというぐらいの度胸

というか、ないと中途半端になって結局国が財政を振り分ける時にいろいろ申請者が出てするという、その小さいタイプが大阪市でなるんじゃないか、そうすると経済的にも時間的にもすごくロスが出るんじゃないかなというふうなことを一番思いました。でも変えないといけないというのは賛成です。

(司会)

ご意見、ご質問ありがとうございました。

(田中副首都推進局理事)

赤字やから制度改正するというのはちょっと違まして、いわゆる非常に東京に比べて停滞が続いているというのと、将来、長いスパンで見た時に少子高齢化が進んでいく中で本当にこのままでいいのかなというのが市長の出発点であって、新たな制度を検討しているという、大きくはそういう制度で検討してございます。

歳入と歳出、入りと出の関係でございますけれども、総合区は大阪市のままですので、当然税金は大阪市に入ってきます。総合区に直接入ってくる訳ではございません。大阪市に入ってきた税金を総合区にかかわる行政分野にどう配分しようか、あるいは局が持っている事業にどう配分しようかというのは市長が決めて配分していくことになります。

その時にやはり魅力ある施策をいかに充実するかによって、大阪市に住んでみたいあるいは〇〇区に住んでみたいということで、他府県の方から大阪市に例えば来ていただく。企業も、これは局が主になりますけれども、局がこういう経済政策とか、いわゆる企業のための施策を打つことによって、企業も大阪で会社を持ってきてやるということで税金収入が増えたと、そういった形でさらに税金収入が増えれば、また市民サービスとかに充実に回していくという、そういった循環がうまくいくようにできるだけ制度をつくっていかうというような大きなそういった考え方でやっているところでございます。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方。

それでは、左のブロックの、そちら。今、後ろの方からマイクを持ってきております。

(市民)

何回も質問しているんですけども、各場所で。まず、24区から8区に移転するということは、これはちょっと駄目だと思うんです。といいますのは、今、各区長が活動されておられるんですけども、いろんな問題を今抱えているんです、淀川区の場合。まず、一つは旧淀川区役所、あそこへ放置したまま何の説明もない。これは橋下市長の時にも質問しているんです。そしたら考えておいて区長と相談してやりますと言っておられたんですけども、全然解決していない。

二つ目、治安が悪過ぎる。自転車泥棒物すごい増えていますし、一つも減っていない。これもどうしたらええかというたらもっと考えなあかんねん。区長が淀川警察へ行って、ただ単に回ったんではあかん訳ですよ、警察はぐるっと回っておるだけやから。そうじゃなくてバイクを警察の方に申請して、バイク隊でずっと夜とか回るんですよ。それで犯罪

はゴキブリと一緒にいろいろどんどんどんどん増えてきよる。もっと頭を働かせてやらないかんよ。

それと、小中学生の学力が低下してんねん、ものすごい。これは一つも解決していない。全国でこれは皆ワースト、大阪は皆ワーストになってきているんですよ。

（田中副首都推進局理事）

淀川区にかかる個別パターンになりますので、この場ではふさわしくないので、あくまで総合区説明、ほかにもご質問をちょっと、時間が迫っておりますので、すみません。あくまでもきょうは総合区の場合で。

（市民）

だから、まず24区の間できめの細かい活動を区長にやっていただきたい。まずずっと、各淀川区のところを回ってどんなところが問題点が出ているかというところをね、やっていただきたいと。

（司会）

ご意見として承りたいと思います。

それでは、引き続きご質問のある方、手を挙げてください。

それでは、真ん中のブロックの黒い服の方ですかね。そちらの後ろの、後ろの方。今、手を挙げて。

（市民）

忙しいところ恐れ入ります。私、東淀川区でやっておりまして、11月の説明会で寄せていただいて、きょう改めてその時に質問させていただいたことに対しての進捗があるのか、どういうことで動いているのかということの確認ともう一つ、職員の方の大阪市に対する思いというか、そういうものを確認させていただきたいなということできょう寄せていただきました。

お話なんですけれども、まずことしの初めですか、松井知事と吉村市長が同席の中での説明会の時に、我々はどうしても特別区を実施するという覚悟のもとでやっているというお話をいただいています。ということは、この出てきた総合区、隠れみのにすぎないということですね、まずそれが1点。皆さんの方にお話ししておきたいと思います。

それからその時に質問させていただいたことで、特別区とこの総合区、我々市民として判断する材料として、今出ている話では余りにも乏し過ぎると。やはり特別区のメリット、デメリット、総合区のメリット、デメリット、これをはっきりとしたもので出していきたい。しかも来年の秋には住民投票を実施するという方向で動いております。日にちもありません。そういう説明会もどれだけあと、今度、特別区についても新しい形の特別区の修正したものが出てくるとは思いますが、そういうものの説明会をどの程度回数といえますか、説明会を予定されているのかどうか、それを質問させていただきましたけれども、その後、一月過ぎましたけれども、市としてどう対応されているのか、お聞きしたいと。もう一つ……

(司会)

時間がないのですみません。

(市民)

もう一点だけ、もう一点だけすみません。

(司会)

ほかにもおられますので。

(市民)

最初に申しました、大阪市の職員の方、今ここにおられる方、年配の方、若い方いらっしゃいますが、大阪市歌というのがあるのをご存じですか。若い方、大阪市歌。

(司会)

すみません、ちょっと総合区と直接関係ないご質問ですので、申し訳ございませんが、一旦お答えさせていただきます。

(市民)

それを知っているかどうかによって、大阪市の職員の方、大阪市に対する思いというもの判断させていただきます。

以上です。

(田中副首都推進局理事)

特別区の説明会の方については、現在、法定協議会で案が作成中ですので、今後の日程というのはまだ確定していないという状況です。ただ先程手続論で住民投票でマルになったと、ごめんなさい、両議会でマルになって住民投票という手続に進むのであれば、その住民投票の前に前回開催したような形になるとは思いますが、説明会という場所が設けられるというふうに理解しております。

(司会)

それでは、ご質問のある方、挙手をお願いします。

では、左のブロックの後ろから3列目ですか。そちらの方。

(市民)

総合区の範囲で質問せえということですので、その範囲でちょっと確認したいことがあります。

区長の権限が増えるということは非常にいいことやと思うんですけども、ちょっと分からないのが区長を決めるプロセスが見えない、区長をどういう形で決めるのか。

それと、淀川区役所が総合区役所と地域自治事務所ですか、それを併設するということ

で非常に手狭ではないかと思います。それで職員の数も余り減らないということで、サービス低下につながらないかなという懸念が非常にあります。その中でお聞きしたいのが、例えば地域で放置自転車の整備の問題、それと公園の管理、そのほかいろいろ地域の仕事があると思うんですけども、そういう仕事を地域に委託する、そういう権限が総合区ではあるのか。また、そういう方向がしていけるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

ご質問ありがとうございます。

地域自治区事務所についてなんですけれども、確かに窓口サービス、住民の皆様の利便性に直接関係するような窓口サービスは継続実施しますので、職員は基本的にはそのままなんですけれども、ただ幾つかの地域自治区事務所、ここでしたら二つの地域自治区事務所が一つの総合区役所で統括されるということになりますので、例えば地域自治区事務所の職員に関する庶務業務とかいったものは、一定、総合区役所の方に集約することができるんですね。という部分がありますので、職員の数が必ず24地域自治区事務所が24区役所のままということではなくて、一定数、総合区役所に職員は集約される部分が出てきます。その分、スペースには余裕が出てくるところはあるということになります。ただ総合区役所の方は、その分職員が局から来る職員とかもありますので増える部分はございますけれども、そういった関係になって、全体としては先程申し上げたように大阪市トータルでは職員数は増えていないというような状況にはなっております。

(田中副首都推進局理事)

区長の選任の部分については、今、区長は例えば市長が誰かAさんを〇〇区長にしたいという発令というか、任命行為だけで済みますけれども、総合区長になりますと、区長が誰々さんを例えば第一区長にしたいという形で人選を決めたら、議会の方へご提示して議会がこの第一区長さんを〇〇さんならいいですよという形でご議決いただく。そこでマルに同意の議決がいただければ区長になるという、手続的にはそういう形になってございます。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

あと、地域の方に業務を委託できるのかという話があったかと思うんですけども、今でも24の区役所の方である程度、地域の方と協力関係でやっておられるところはあると思うんですけども、これが総合区になりますと、直ちに権限が増えるかどうかというのは、委託業務が増えるかどうかというのはまた別なんですけれども、ただ先程から申し上げていますように、総合区長に与えられる権限の範囲というのが広がりますので、その範囲の中で地域の方とどういうふうに協力するかということを十分検討できる範囲がさらに広がるということで、可能性としては大きくなるということだと思います。

(司会)

それでは、申し訳ございませんが、お時間の方がほとんどなくなってまいりましたので、あとお1人で最後にさせていただきたいと思いますので、ご質問のある方は挙手をお願いします。

します。

では、真ん中の。もう一度手を挙げてもらえますか、今、手を挙げられている方。

(市民)

きょうはこの総合区についての説明で来ましたんですけれども、実際の今後の市民の判断としてどう捉えるべきかという面から、私はもっと財政面が詳しく載っているものだという思いで来ました。ところがこの説明書を見ましたら何も書いていないと。現在の行政機構では細部にわたって歳費がかかっておるか。総合区に変わった場合には、どのように歳費の使われ方が変わっていくのかという比較が全くできないんですね。

そしたら、我々市民は税金の行方がどうなるかということが一番関心事ではないかと思うんですよ。これを見ましたらいいことばかり書いています。しかし、それになった時に、市の職員の人数が増えるということにしたら、当然これは経費の拡大になります。民間企業でしたら改革をする限りは、人員削減し、いかに合理化を図るということだと思うんですけれども、この内容でしたら行政改革ではなくて全く機構改革だと。こんなことは行政の中で創意工夫をもってやられればいいんじゃないかと。もともとこういう都構想から総合区に至る経過、本当に市民がどこまで望んでおることかと。上からというか、役所の方で決められてこのようにするから、ひとつ理解してくれということ、これは分かりますけれども、そしたら議会は何をしているんかと。我々に委託を受けた議員が議場でそういうことの賛否を問うてやればいいんじゃないかと。それをなぜ市民に判断まで求めるようなことをするのかという点を私は非常に疑問に思っています。

まず、とにかく数字を挙げてください。

以上です。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

ご質問にお答えいたします。

まず、職員の効率化、削減ということについては、現在の大阪市においても人員マネジメントというのをつくって、現在でもその方針に基づいて行っております。この総合区制度の導入に関しては、職員の削減を目的にしているものではなくて、繰り返しになって恐縮なんですけれども、住民自治の拡充ということで住民の皆さんにより近いところで住民の皆さんのサービスを上げるための判断・実施をしていくために総合区を設置して、総合区に権限を拡充していくというための制度でございまして、予算が見えないということについては、先程ご説明して何度も繰り返して恐縮なんですけれども、20ページのところで、その拡充に伴って総合区長に与えられる財源の範囲というのは広がりますよというのを20ページの上の方でイメージでお示しをさせていただいております。

職員の削減についてはそういうことですので、住民自治の拡充のためにやっているもので、職員削減のためにやっているものではないので、削減数というのを目標に設定はしておりませんし、総合区に職員を移すことによって職員がどう変わるかについては、18ページの上のところでイメージでお示しをしております、局から総合区の方に職員は移管いたしますけれども、大阪市トータルの職員数は変わらないというふうに見込んでいるものでございます。

(田中副首都推進局理事)

1点補足させていただきますと、要は総合区になって直ちにお金が増えるとか、増えないとかいう議論ではございません。いわゆる予算、大阪市に税金が入ってきたその税金をどういう事業に使うかという、誰がそこを判断するかということで、幾らの予算をどういう事業にどう使っていこうかというその判断の幅が今より区長の判断ができる幅を増やしていこうという問題です。

大阪市を魅力あっていろんな人口回復策であるとか、どういったことができるか、それからいただいた税金をどういう事業に割り振るかあるいは不断に行政に無駄がないかという検討は市議会ですらもしていただいていますので、その枠組みは全く変わりませんので、そういった行政の無駄がないかあるいは予算がどう正しい方向で使われているかというのは、いつもご議論いただいて厳しくチェックしていただいている状況でございます。

(司会)

それでは、時間に限りがございますので申し訳ございません。ご質問は以上とさせていただきます。

説明会終了に当たりましてお知らせを申し上げます。

本説明会は他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りしたアンケート、質問用紙は会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

いただいたご質問等につきましては、後日集約の上、ホームページに回答を掲載いたします。

なお、本日利用しました説明資料を受付に置いておりますので、ご近所で説明に利用されるなど、ご入り用の方はぜひお持ち帰りください。

それでは、本日はこれもちまして説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。

お忘れ物のないように座席周りをご確認の上、お気をつけてお帰りください。